

第9回水俣病事件研究交流集会演題・企画募集のお知らせ

「水俣病事件研究交流集会」第9回を2014年1月11（土）～12（日）日に開催いたしますのでご連絡をさせていただきます。

2013年4月に溝口訴訟、F訴訟とも最高裁判決で勝訴しました。最高裁判決では、「52年判断条件の基準を満たさない場合に水俣病とは認められないとする解釈が、これに適合しないことは明かである」とS52年判断条件が公健法の認定基準として不適切であると結論づけました。しかし、環境省は頑なにS52年判断条件を維持しようとしています。国・熊本県の水俣病施策を正す闘いは、まだ続いています。

このような状況の中、不知火患者会は、特措法の対象外となった会員の方々が対象外となったのは不当として2013年9月、熊本地裁に提訴しました。また、水俣病被害者互助会（第2世代）訴訟は、2013年10月より被告側の医師の証人尋問が行われ、2014年1月結審予定です。さらに、水俣病被害市民の会は、あくまでも公健法による認定を求めています。

また、2013年10月水俣条約の締結、第33回全国豊かな海づくり大会が水俣で開催され、水俣病の幕引きが進められています。

水俣病や水俣地域をめぐって、さまざまな調査・研究が研究者や住民の手でなされています。あらためて現場の声を聞き、議論し、意見交換を進めていきたいと思えます。上記に係るもの、また、研究成果を自由にご報告して頂きたいと思えます。分科会企画などにつきましてもご提案がありましたら、あわせてお伺いしたいと思います。

それをふまえて、事務局および関係者で協議しつつプログラムを確定していきたいと思えます。これまで、直前までプログラムの詳細が確定せず、柔軟な運営をいたしておりますが、その良さを生かして、今年も弾力的に運営していきたいと考えています。ただ、調整はかなり困難なこともあり、関係者、発表予定者と協議して進めますが、最終的には、事務局にお任せにさせていただくことになるかもしれません。あらかじめご承知おき下さい。

プログラムは確定次第水俣学研究センターのHP <http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/> に掲載します。

報告希望の方は、**11月15日（金）**まで同封の発表及び企画提案申し込み用紙に必要事項をご記入の上、メール・Faxにてご返信ください。（報告の希望だけでも、結構です。）

第9回 水俣病事件研究交流集会

開催日：2014年1月11日（土）13：00～17：00（12：30受付開始）18：30～懇親会

12日（日）10：00～15：00（9：30受付開始）

場 所：水俣市公民館（住所：水俣市浜町2-10-26 電話：0966-63-8402）

事務局：熊本学園大学水俣学研究センター
田尻

熊本市中央区大江2-5-1

TEL：096-364-8913 FAX：096-364-5320

Email：mtajiri@kumagaku.ac.jp

<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/>